

第 88 号議案

加東市体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市体育施設条例の一部を改正する条例

加東市体育施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

施設名称		使用料
屋 内 施 設	社第一体育館	1 時間につき 半面 4 0 0 円 全面 8 0 0 円
	社武道館	
	滝野体育センター	
	東条第一体育館	
	東条第二体育館	

」

を

「

施設名称		使用料	冷房使用料
屋 内 施 設	社第一体育館	1 時間につき 半面 4 0 0 円 全面 8 0 0 円	1 台当たり 1 時間につ つき 6 5 0 円 (東条第一体育館及 び東条第二体育館は 除く。)
	社武道館		
	滝野体育センター		
	東条第一体育館		
	東条第二体育館		

」

に改める。

別表第 3 中

「

区分		使用料	備考
アリーナ	全面	1時間 1,600円	
	2分の1面	1時間 800円	
	4分の1面	1時間 400円	
	6分の1面		

を
「

区分		使用料	備考
アリーナ	全面	1時間 1,600円	冷房使用料 1台当たり1時間につき 650円
	2分の1面	1時間 800円	
	4分の1面	1時間 400円	
	6分の1面		

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 88 号議案 要旨

加東市体育施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市社第一体育館、加東市社武道館、加東市滝野体育センター及び加東市滝野総合公園体育館の屋内運動場における大型空調機器整備に伴い、冷房使用料を定めることから所要の改正を行うものである。

2 改正内容

新たに冷房使用料の額を加えること。（別表第 2 及び別表第 3 関係）

3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行			改 正 案			
別表第 2 (第 6 条関係)			別表第 2 (第 6 条関係)			
施設名称		使用料	施設名称		使用料	冷房使用料
屋 内 施 設	社第一体育館	1 時間につき	社第一体育館	1 時間につき	1 台当たり 1 時 間につき 6 5 0 円 (東条第一体育 館及び東条第二 体育館は除く。)	
	社武道館	半面 4 0 0 円	社武道館	半面 4 0 0 円		
	滝野体育センター	全面 8 0 0 円	滝野体育センター	全面 8 0 0 円		
	東条第一体育館		東条第一体育館			
	東条第二体育館		東条第二体育館			
(略)			(略)			
別表第 3 (第 6 条関係)			別表第 3 (第 6 条関係)			
滝野総合公園体育館使用料金表			滝野総合公園体育館使用料金表			
1 施設使用料			1 施設使用料			
区分		使用料	区分		使用料	備考
アリーナ	全面	1 時間 1, 6 0 0 円	アリーナ	全面	1 時間 1, 6 0 0 円	冷房使用料
	2 分の 1 面	1 時間 8 0 0 円		2 分の 1 面	1 時間 8 0 0 円	1 台当たり 1
	4 分の 1 面	1 時間 4 0 0 円		4 分の 1 面	1 時間 4 0 0 円	時 間 に つ き
	6 分の 1 面			6 分の 1 面		6 5 0 円
(略)		(略)	(略)		(略)	
(略)			(略)			